

札幌保健医療大学研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）の研究における倫理的判断を研究者個人と本学が共同で責任を持つため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営等について定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議し、必要な業務を行う。

- (1) 研究等に係る研究計画書の倫理上の審査に関する事項
- (2) 研究における倫理のあり方に係る事項
- (3) 委員会活動に関わる自己点検・評価に関する事項
- (4) その他、研究に関する疑義・クレーム及び審査結果に対する異議申し立てへの対応等に関する事項

(審査)

第3条 委員会は、前条第1号について次のとおり研究者の申請及び学部長又は研究科長からの依頼に基づき審査を行う。ただし、学部長、研究科長又は委員会が必要と認めるときは、研究者から申請のない場合でも審査の対象とする。

(1) 審査対象

教職員、大学院学生、学部学生、研究生又は委託生が実施する研究とする。

(2) 申請者

申請者は次のとおりとする。共同研究の場合には、研究代表者が申請する。

- ① 教職員
- ② 大学院学生の主指導教員
- ③ 学部学生の指導教員
- ④ 研究生又は委託生

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する看護学科及び栄養学科専任教員各2名
- (2) 事務局長が指名する事務課職員1名
- (3) 学長が委嘱する学外の有識者2名

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期中の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名した者とする。
- 3 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(会議)

- 第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 審査対象となる研究に関わる委員は、当該研究の審査には出席させないものとし、その数は定足数から除く。
- 4 人を対象とする医学系研究に関する倫理規程に該当する研究に関する審査を実施する場合の委員会は、第4条第1項第3号に規定する委員を含む5名以上の出席をもって成立する。
- 5 前4項の委員会の意見は、全会一致をもって決定するよう努めなければならない。

(委員以外の者の出席)

- 第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。
- (迅速審査)

- 第9条 委員会は、審査を行う研究が次の各号のいずれかに該当すると委員長が認める場合は、委員長及び委員長が指名する委員2名による審査（以下「迅速審査」という。）によることができる。

(1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

(3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

- 2 迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

(守秘義務)

- 第10条 委員（退任者を含む）及び倫理委員会の求めに応じて意見を聴取された者は、審査の過程で知り得た研究内容や個人情報を他に漏らしてはならない。また、審査を通して知り得た事柄を、申請者に無断で自分の研究に利用してはならない。

(審査結果の報告)

- 第11条 委員長は、審査結果を審査対象者に通知するとともに、学部長に報告しなければならない。

- 2 学部長又は研究科長は、必要に応じて、審査結果を学長に報告する。

(所管事務)

- 第12条 委員会の事務は、総務課が所管する。

(改廃)

- 第13条 この規程の改廃は、評議会を経て学長が行う。

(補則)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 7 月 1 日から施行する。